

# **(仮称)岩倉市市民参加条例の 検討手引き [住民投票編]**

## **No.13～20**

### —使い方—

- 別紙：「(仮称) 岩倉市市民参加条例ワークシート」とともに、活用して事前のご準備をお願いします。

### —お願い—

- ①委員会において配布した資料一式は、お荷物になってしまいますが、必ずご持参ください。
- ②別紙：「(仮称) 岩倉市市民参加条例ワークシート」も必ずご持参ください。

# (仮称) 岩倉市市民参加条例の検討手引き [住民投票編]

No. 13

<b>検討項目</b>	<b>住民投票の対象事項</b>
<b>論点</b>	□対象事項の規定はどうしますか。

## 参考:他の自治体では

### 住民投票の対象事項

- ・住民投票を実施するに当たり、対象とする事項を規定する必要があります。
- ・国の地方制度調査会では、第16次（昭和51年）、第24次（平成8年）、第26次（平成12年）などで住民投票にかかる調査結果が出ています。第16次では以下のように住民投票に適した事項となじまない事項を挙げています。

#### (1) 住民投票に適した事項

- ①自治体の名称変更
- ②市町村合併・分離
- ③大規模公共施設の設置・廃止
- ④事業実施経費に係る住民の特別の負担（課税・起債等）
- ⑤重要な案件について首長と議会が対立している場合
- ⑥自治体の将来を長く決定する事項に関して住民の意見が二分されている場合

#### (2) 住民投票になじまない事項

- ①重要であっても一部特定の住民ないし地域にかかわる事項（公共施設の建設等）
  - ②総合的で長期的な検討を要し、多様な可能性が存在する問題
  - ③高度に技術的な問題
  - ④自治体の権限に属しない事項
  - ⑤予算・決算・公務員の待遇給与等、行政組織の組織・人事・財務に関する事項  
その他、以下の2つを規定しているケースが多く見受けられます。
  - ⑥法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
  - ⑦地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項
- ・以下のいずれかの方法で、住民投票の対象事項を規定しているケースが多く見受けられます。  
**ポジティブリスト方式**・・・「住民投票を行うことができる事項」  
**ネガティブリスト方式**・・・「住民投票の対象から除外」

#### (3) その他

- ・大和市は、リスト形式をとらず「市全体に重大な影響を及ぼす事案であって、住民に直接その意思を問う必要があると認められるもの」としています。

	高浜市	大和市	和光市	日進市	厚木市	多治見市	名張市	大口町
ポジティブリスト	—	—	—	—	—	—	—	—
ネガティブリスト	○	—	—	○	○	○	○	○
その他	—	○	—	—	—	—	—	—

※ポジティブリストの例では、我孫子市住民投票条例が挙げられます。

(出典：自治体法務 NAVI Vol.53 より抜粋)

## 参考：岩倉市の場合

○既に、第2回の検討委員会において市民参加手続きの対象について議論され、確定しています。  
その検討結果をベースにし、さらに住民投票にふさわしい事項を限定していく必要があります。

### 第2回の検討委員会での決定事項

#### ●市民参加手続きの対象となる事項

- (1) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
- (2) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る計画等の策定又は変更
- (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- (5) 行政評価

#### ●市民参加手続きの対象としない事項

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により事務事業等の実施の基準が定められており、その基準に基づいて実施するため、市民参加の手續の結果を反映しがたいもの
- (4) 法令の規定により別に市民参加の手續と同様の手續について定められているもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) 執行機関等の権限に属さないもの

# (仮称) 岩倉市市民参加条例の検討手引き [住民投票編]

No. 14

<b>検討項目</b>	設問の形式
<b>論点</b>	□二者択一としますか。それ以上の選択肢についても規定しますか。

## 参考:他の自治体では

### 設問の形式

・住民投票は、選挙のように特定の人物や政党を選ぶのではなく、一定の事項についての判断、決定を行うものです。したがって、住民投票における設問の形式、つまり選択肢をどのように設定するかが重要になります。

#### (1) 二者択一

自治体の意思決定を行う以上、住民投票の設問の形式は、住民投票の結果に解釈の余地を残すことができない二者択一とすべきという考え方があります。

#### (2) 3以上の選択肢

問題によっては、3以上の選択肢もあり得るという方法です。

選択肢が3以上になった場合は、結果の取扱いが困難になることが予想され、また、十分な検討もなされずに安易に選択肢が設定されてしまうという点も危惧されます。

(出典：自治体法務 NAVI Vol. 53 より抜粋)

	高浜市	大和市	和光市	日進市	厚木市	多治見市	名張市	大口町
二者択一	○	○	—	○	○	○	○	○
3以上の選択肢	—	市長が認めた場合、事案により3以上の選択肢から一つを選択することができる	—	—	住民投票事項が二者択一により難しい場合は、3以上の選択肢から一つを選択することができる	—	—	—

※和光市は条文中には規定していません。



# (仮称) 岩倉市市民参加条例の検討手引き [住民投票編]

No. 15

<b>検討項目</b>	<b>住民投票の請求及び発議</b>
<b>論点</b>	<input type="checkbox"/> 請求資格者の要件、必要な署名数はどうしますか。 <input type="checkbox"/> 議会による発議権を認めますか。 <input type="checkbox"/> 市長による発議権を認めますか。

## 参考:他の自治体では

### 請求資格者の要件

住民の要望により、住民投票を請求するに当たって要件を規定する必要があります。

#### (1) 年齢

投票資格者と請求資格者が同じ要件となる自治体が大半ですが、和光市や多治見市のように異なることもあります。

### 発議

#### (1) 市民による請求

投票資格者あるいは有権者のうち一定数の署名を集めることにより、住民投票を市長に請求できます。

これだけの署名数を集めれば、議会の承認等もなしに、住民投票が行われるという点においては、一定程度のハードルが必要になります。

#### ○署名数の要件

- ① 「投票者名簿の総数の●分の1以上が必要」としているケース（大和市ほか）  
一定数は、「3分の1」～「10分の1」と設定している自治体が多く見受けられます。  
※合併特例法上の規定に基づく住民投票の請求要件は、「6分の1」となっています。

- ② 「●人以上の署名が必要」としているケース（和光市）  
また、少ない署名数を設定した場合は、議会の議決が必要だとしているケースもあります。

#### (2) 議会の発議

議会による住民投票の発議の要件を規定している自治体があり、下記の①と②を規定しているケースが多く見受けられます。

- ① 議員定数のうち一定数の賛成により、議員提案されること  
② かつ、議決されること

- ①の「一定数」は、「12分の1」と設定している自治体が多く見受けられます。  
※地方自治法の議案の提出要件は、「12分の1」となっています。

## 参考:他の自治体では

### (3) 市長による発議

市長自らによる発議権を規定している自治体があります。

また、議決が必要としているケースもあります。

一般に、首長が住民投票を請求する場合というのは、真に住民の意思を問いたい場合や議会との対立がある場合が考えられ、議会の同意が必要であれば、議会が不利であると判断されるような場合は、同意が困難になることが想定されます。かといって無制限に首長に住民投票の発議権を認めると、体制強化のための信任投票に利用されるとの指摘もあります。

		高浜市	大和市	和光市	日進市	厚木市	多治見市	名張市	大口町
市民による 請求(年齢)		満 18 歳 以上	満 16 歳 以上	満 20 歳 以上	満 20 歳 以上	満 20 歳 以上	満 20 歳 以上	満 18 歳 以上	満 20 歳 以上
投票資格者と同じ		○	○	—	○	○	—	○	○
市民 に よ る 請 求	投票資格者名簿 のうちの必要な署 名数の割合	3分の1 以上	3分の1 以上	①1,000 人以上 ↓ 議会の 議決	6分の1 以上	5分の1 以上	4分の1 以上	①50分の 1以上 ↓ 議会の 議決	10分の 1以上
				②6分の1 以上				②4分の1 以上	
議 会 の 発 議	議員定数の12分 の1以上の賛成 を得て議員提案 かつ、議決	○	○	—	○	○	○	○	—
市長の発議		○	○	—	○	—	○ 議会の議 決が必要	○	—

※名張市は名張市自治基本条例第31条及び第32条において規定しています。

## 参考:岩倉市の場合

○岩倉市の有権者は37,375人です。(平成26年9月1日現在)

# (仮称) 岩倉市市民参加条例の検討手引き [住民投票編]

No. 16

<b>検討項目</b>	<b>投票資格者</b>
<b>論点</b>	<input type="checkbox"/> 年齢要件はどうしますか。 <input type="checkbox"/> 永住外国人の投票資格についてどうしますか。

## 参考:他の自治体では

### 投票資格者

条例に基づく住民投票は、公職選挙法の規定の適用を受けないことから、自治体独自の方針として、できるだけ門戸を広げようとする自治体も見られます。

年齢要件とともに永住外国人にも住民投票の要件を認めるかを規定する必要があります。

#### (1) 年齢

- ① 公職選挙法に基づく選挙人名簿に登録されている者⇒満 20 歳以上
- ② 自治体独自で規定しているケース

日本国憲法の改正手続に関する法律第 3 条の規定では、国民投票の投票権は年齢満 18 歳以上の日本国民となっていますが、公職選挙法上の選挙権が改正されるまでは満 20 歳以上の者しか投票できないこととなっています。(選挙権年齢を 2 年以内に満 18 歳以上に引き下げることが検討されています。)

平成 23 年 3 月 1 日現在の義務型住民投票に規定する投票資格者の年齢要件は以下のとおりです。

年齢条件	自治体数と割合	
満 18 歳以上	25 自治体	50%
満 20 歳以上	23 自治体	46%
満 16 歳以上	2 自治体	4%

(数値は自治体法務 NAVI Vol. 54 より抜粋)

#### (2) 永住外国人

- ① 公職選挙法に基づく選挙人名簿に登録されている者⇒日本国籍を持つ者以外は認めない
- ② 永住外国人について投票資格を認めるケース

平成 23 年 3 月 1 日現在の義務型住民投票に規定する投票資格者の永住外国人についての要件は以下のとおりです。

要件		自治体数と割合	
①	日本国籍を持つ者のみ	22 自治体	44%
②	永住者の在留資格を持つ者※1	28 自治体	56%
	特別永住者※2	同上	
	その他※3	4 自治体	

(数値は自治体法務 NAVI Vol. 54 より抜粋)

※1 永住者の在留資格を持つ者・・・外国人の永住許可申請に対し、法務大臣が許可を与えた場合に与えられる在留資格。永住者は在留期限のない在留資格であるため、更新の必要はなく、また活動にも種類にも制限はない。

※2 特別永住者・・・第 2 次世界大戦以前から日本に住み、昭和 27 年サンフランシスコ講和条約により日本国籍を離脱した後も日本に在留している台湾・朝鮮半島出身者とその子孫。

※3 その他・・・在留資格を持って引き続き 3 年以上日本に住所を有する定住外国人。



**参考:他の自治体では**

		高浜市	大和市	和光市	日進市	厚木市	多治見市	名張市	大口町
年齢		満 18 歳 以上	満 16 歳 以上	満 18 歳 以上	満 20 歳 以上	満 20 歳 以上	満 18 歳 以上	満 18 歳 以上	満 20 歳 以上
国籍	日本国籍	○	○	○	○	○	○	○	○
	永住者の在留 資格を持つ者	○	○	—	—	—	—	○	—
	特別永住者	○	○	—	—	—	—	○	—
	その他	—	○	—	—	—	—	—	—

**参考**

- 市区町村長、市区町村議会議員の選挙において備えていなければならない要件（選挙権）
- ・日本国民であること
  - ・満 20 歳以上であること
  - ・3 か月以上その市区町村に住所があること

# (仮称) 岩倉市市民参加条例の検討手引き [住民投票編]

No. 17

<b>検討項目</b>	<b>投票成立の要件・投票結果の取り扱い</b>
<b>論点</b>	<input type="checkbox"/> 投票成立の要件を設けますか。 <input type="checkbox"/> 成立要件を設けるとしたら、どうしますか。 <input type="checkbox"/> 投票結果について、尊重規定を入れますか。

## 参考:他の自治体では

### 投票成立の要件

#### (1) 投票成立

投票率が50%でなければ成立しないとする自治体が70%を占めます。

長期にわたって自治体や住民に影響を及ぼすような事項を、住民投票によって決めるには、最低投票率を定めておく必要があるという考えがある一方で、最低投票率を定めたことにより、ボイコット運動を起こして住民投票を意図的に不成立にしようとすることを狙った行動が生じる懸念もあります。

低い投票率の場合、少数派が投票結果を制する危険性があり、高い投票率を成立要件にすれば、投票の不成立を狙ったボイコット戦術を招く可能性があります。

投票率	自治体数と割合	
2分の1以上(50%)	35自治体	70%
10分の4以上(40%)	木曾町	2%
3分の1以上(33%)	富士見市	2%
規定なし	13自治体	26%

(数値は自治体法務NAVI Vol.54より抜粋)

#### (2) 開票作業の有無

成立要件を満たさなければ、開票をしないと規定する自治体が多く見受けられます。

成立要件に達しなくても開票は行うとしている自治体もあります。

	高浜市	大和市	和光市	日進市	厚木市	多治見市	名張市	大口町
<b>成立要件</b>	2分の1に満たないとき成立しない	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	2分の1に満たないときは成立しない
<b>成立要件に満たない場合</b>	開票しない	開票する	開票する	開票する	開票する	開票する	開票する	開票しない

## 参考:他の自治体では

### 投票結果の取扱い

現在の条例は、その規定の仕方には多少の違いがあるものの、尊重義務を課すだけになっています。

岩倉市自治基本条例第 12 条第 3 項において、尊重規定を盛り込んでいるため、再度規定するかどうか検討が必要です。

	高浜市	大和市	和光市	日進市	厚木市	多治見市	名張市	大口町
投票結果の取扱い	尊重しなければならぬ	—	尊重しなければならぬ	尊重するものとす	—	—	尊重しなければならぬ	尊重しなければならぬ

※名張市は名張市自治基本条例第 31 条第 3 項において規定しています。

## 参考:岩倉市の場合

○岩倉市自治基本条例第 12 条第 3 項において、「議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。」と規定しています。

# (仮称) 岩倉市市民参加条例の検討手引き [住民投票編]

No. 18

<b>検討項目</b>	情報の提供
<b>論点</b>	<input type="checkbox"/> 住民投票に関する情報の提供についてどうしますか。 <input type="checkbox"/> 公開討論会、シンポジウム等についてどうしますか。

## 参考:他の自治体では

### 情報の提供

住民投票に関する情報提供・広報は、投票行動を左右するほど重要な問題です。賛否両方の主張を十分に理解した上で意思決定ができるように、行政上の資料・情報が、公平・中立的な立場から住民に対して十分に開示され提供される必要があります。

	高浜市	大和市	日進市	厚木市	多治見市	名張市
情報の提供	○	○	○	○	○	○
資料の縦覧、 閲覧	○	-	-	○	○	-
公平性 中立性	-	○	○	○	-	-
公開討論会、 シンポジウ ム等の開催	○	-	-	-	○	-



# (仮称) 岩倉市市民参加条例の検討手引き [住民投票編]

No. 19

<b>検討項目</b>	<b>投票運動</b>
<b>論点</b>	<input type="checkbox"/> 投票運動についてどうしますか。 <input type="checkbox"/> 期間についてどうしますか。

## 参考:他の自治体では

### 投票運動

投票運動については、公職選挙法の適用がないため、基本的に自由に行うことができます。

ただし、買収や脅迫等市民の自由な意思が拘束されるなどの場合に備えた規定を実施している自治体も多く見受けられます。

投票運動期間について、規定している自治体もあります。

		高浜市	大和市	和光市	日進市	厚木市	多治見市	名張市	大口町
自由とする		○	-	-	-	○	○	○	-
禁止規定	買収 脅迫 市民の自由な意思 拘束	○	○	-	○	○	○	○	-
	不当な 干渉	○	○	-	○	○	○	○	-
	市民の平 穏な生活 環境の侵 害	-	○	-	○	○	-	-	-
期間の規定		-	-	-	-	-	投票日の 前日まで	-	-

## 公職選挙法上の選挙運動について

### 1 選挙運動期間と事前運動の禁止

選挙運動は、立候補の届出のあった日から、投票日の前日まで行うことができます。

### 2 選挙運動が禁止されている人

選挙運動は、本来、だれでも自由に行うことができるものですが、選挙の公正な執行を確保するため、次の人は選挙運動を行うことが禁止されています。

●一切の選挙活動が禁止されている人

①特定の公務員 ②未成年者 ③公民権停止中の者

●関係区域内で禁止されている人

①選挙事務関係者・・・投票管理者、開票管理者、選挙長など

●地位を利用しての選挙運動が禁止されている人

①国家公務員、地方公務員（職員の属する地方公共団体の区域内のみ禁止）、特定独立行政法人の役員及び法律で定める公庫の役職員等

②学校（各種学校を除く）の長及び教員

③不在者投票のできる施設に指定された病院・老人ホーム等の施設長

### 3 選挙運動の手段

●文書図画による選挙運動

頒布による図画は、次のものに限られています。

①選挙運動用葉書 ②選挙用ビラ ③パンフレット又は書籍

掲示できる文書図画は、次のものがあり選挙の種類ごとに制限があります。

①選挙事務所を表示するもの ②選挙運動用自動車に取り付けて使用するもの

③候補者が使用するもの ④個人演説会場で使用するもの

⑤選挙運動用ポスター ⑥個人演説会告知ポスター

●言論による選挙運動

①政見放送・経歴放送 ②個人演説会 ③街頭演説 ④連呼行為

●その他の図画

①選挙公報 ②新聞広告

### 4 公営で行われる選挙運動

ポスター掲示場の設置や選挙公報の発行のほか、演説会での公的施設の使用、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用通常葉書の交付・作成、選挙運動用ポスター・ビラの作成、新聞広告、政見放送、経歴放送などがあります。

### 5 禁止されている選挙運動

次のような行為は、原則としてすべての者に対して禁止されています。

①戸別訪問 ②飲食物の提供 ③署名運動 ④氣勢を張る行為

⑤買収・供応 ⑥選挙後のあいさつ行為

### 6 自由に行える選挙運動

①個々面接 ②電話 ③幕間演説

# (仮称) 岩倉市市民参加条例の検討手引き [住民投票編]

No. 20

<b>検討項目</b>	再請求・再投票の禁止期間
<b>論点</b>	□請求の制限期間についてどうしますか。

## 参考:他の自治体では

### 再請求・再投票の禁止期間

住民投票が実施され、結果が告示された後、同一事項について再請求ができるまでの期間等を規定するものです。

住民投票請求の乱発を防ぎ、政策の安定を保つためにも、一定期間の制限は必要ですが、あまり長く設定すると事情が激変した場合には、対応が遅れる可能性もあります。

平成 23 年 3 月 1 日現在の義務型住民投票に規定する再請求の禁止期間は以下のとおりです。

請求の制限期間	自治体数と割合
1 年	3 自治体 (6%)
2 年	44 自治体 (88%)
3 年	2 自治体 (4%)
規定なし	豊中市

(数値は自治体法務 NAVI Vol. 54 より抜粋)

	高浜市	大和市	和光市	日進市	厚木市	多治見市	名張市	大口町
請求の 制限期間	2 年	2 年	—	2 年	2 年	2 年	1 年	3 年